

## ふなばし地域若者自立支援ネットワーク協議会設置要綱

### (設置の目的)

第1条 学校卒業若しくは中途退学又は離職後、一定期間仕事に就いておらず、家事も通学もしていない15歳から49歳の若者（以下「若年無業者等」という。）に対し、ふなばし地域若者サポートステーション（以下「サポートステーション」という。）と関係機関とが若年無業者等の職業的自立に向けた効果的かつ円滑な支援をすることを目的として、ふなばし地域若者自立支援ネットワーク協議会（以下「ネットワーク協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 ネットワーク協議会は、若年無業者等の職業的自立を支援するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 関係機関等の連携による若者自立支援体制の構築に関すること。
- (2) サポートステーションと関係機関との交流の促進に関すること。
- (3) サポートステーション事業の推進と普及・促進に関すること。
- (4) その他、若年無業者等の職業的自立支援に関し必要なこと。

### (組織)

第3条 ネットワーク協議会は、別表に掲げる自立支援機関及び市関係部署等（以下「構成機関」という。）をもって組織する。ただし、必要に応じて構成機関の見直しを図ることができる。

2 ネットワーク協議会の会議は、構成機関から選出される者をもって実施する。

### (事務局)

第4条 ネットワーク協議会の事務を処理するため、経済部商工振興課に事務局を置く。

### (会議)

第5条 会議を行うときは、事務局が招集する。

2 事務局は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、または必要な資料の提供を求めることができる。

3 会議は、原則として非公開とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク協議会の運営その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

(別表)

ふなばし地域若者自立支援ネットワーク協議会 構成機関一覧

船橋公共職業安定所
ジョブカフェちば
千葉県雇用労働課
習志野市産業振興課
千葉県発達障害者支援センター
船橋商工会議所
学校法人中山学園
保健所地域保健課
生活支援課
教育委員会総合教育センター
教育委員会青少年課
保健と福祉の総合相談窓口 さーくる
ふなばし地域若者サポートステーション